

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月28日

【会社名】 株式会社タダノ

【英訳名】 T A D A N O L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 氏家 俊明

【本店の所在の場所】 香川県高松市新田町甲34番地

【電話番号】 高松（087）839-5555（代表）

【事務連絡者氏名】 理事 経理部長 橋本 勝久

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町2丁目2番地1 KANDA SQUARE 18階

【電話番号】 東京（03）6811-7188（代表）

【事務連絡者氏名】 国内管理部長 山根 信之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2022年6月24日に開催された当社第74回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金4円 総額507,094,624円

ロ 効力発生日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更することに伴い、定款第11条、第12条、第44条、第45条、第46条に所要の変更を行い、また、経過措置として、附則を設ける。

ロ 株主総会参考書類等の電子提供措置等に関し、定款第14条に所要の変更を行い、また、経過措置として、附則を設ける。

ハ 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議をもって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を新設するとともに、業務執行取締役等以外の取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任を限定する契約を締結できるよう、定款第28条及び第39条に所要の変更を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

多田野宏一、氏家俊明、澤田憲一、合田洋之、石塚達郎、大塚聡子、金子順一、蓼沼宏一及び村山昇作を取締役に選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

西陽一朗及び渡辺耕治を監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成の割合 (%) |
|--------|------------|------------|------------|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 1,163,961 | 1,509 | 0 | (注) 1 | 可決 98.79 |
| 第2号議案 | 1,164,747 | 725 | 0 | (注) 2 | 可決 98.86 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 多田野 宏一 | 1,028,750 | 8,328 | 128,394 | (注) 3 | 可決 87.31 |
| 氏家 俊明 | 1,033,175 | 3,903 | 128,394 | | 可決 87.69 |
| 澤田 憲一 | 1,034,705 | 2,373 | 128,394 | | 可決 87.82 |
| 合田 洋之 | 1,163,078 | 2,394 | 0 | | 可決 98.71 |
| 石塚 達郎 | 1,163,216 | 2,256 | 0 | | 可決 98.73 |
| 大塚 聡子 | 1,163,230 | 2,242 | 0 | | 可決 98.73 |
| 金子 順一 | 1,164,243 | 1,230 | 0 | | 可決 98.81 |
| 蓼沼 宏一 | 1,163,278 | 2,194 | 0 | | 可決 98.73 |
| 村山 昇作 | 1,034,730 | 2,348 | 128,394 | | 可決 87.82 |
| 第4号議案 | | | | | |
| 西 陽一郎 | 1,160,785 | 4,676 | 0 | (注) 3 | 可決 98.52 |
| 渡辺 耕治 | 1,151,062 | 14,400 | 0 | | 可決 97.69 |

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。